

原 發 本 第 1 7 4 号
2 0 2 3 年 2 月 6 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用について（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に
対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のうち添付に示す箇所につ
きまして、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（2022年4月1日）の
附則の適用開始に伴い、2023年2月2日から適用を開始しましたのでご連絡
申し上げます。

敬 具

（添付資料）

2023年2月2日から適用を開始したもの

2023年2月2日から適用を開始したもの

[適用を開始したもの（玄海原子力発電所4号機）]

- ・別表2-4 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈
(対象)
 - 10. 電源供給機能の異常（その1：交流動力電源喪失）
 - 11. 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）
 - 15. 原子炉格納容器機能の異常
 - 17. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用
- ・別表2-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表
(玄海原子力発電所3、4号機)